

見守り
新鮮情報

第170号

40年くらい前に、北海道の**山林**を約**70万円**で**購入**した。1カ月ほど前、「**この土地を買い**
たい人がいるので坪12万円で売ってほしい」と電話が来た。購入希望者の「**買付証明書**」や「**印鑑証明書**」が届いたので信用して、土地に生えている木を取り

除くための**整地代**として約**20万円**を個人名義の口座に**振り込んだ**。その後さらに、「道を作る」などと言われ、5回以上にわたって合計約**420万円**を振り込んだが、そのうち電話をしても業者と**連絡が取れなくな**ってしまった。どうしたらよいか。(80歳代 男性)



「買付証明書」で信用させる! 原野商法の二次被害

ひとこと助言

うのみに
しないで



見守るくん

- 過去に原野商法(値上がりの見込みがほとんどないような山林などを将来値上がりするように偽って販売する手口)の被害に遭った人に、その土地の売却話を持ち掛け、測量サービスや整地工事、別の土地の購入などの新たな契約を結ばせる二次被害の相談が増加しています。
- 事例のように「買付証明書」等を発行して、あたかも買い手がいるかのように消費者を信用させるなど、手口も巧妙化しています。
- 業者のセールストークをうのみにせず、自治体等に土地の状況を確認するなど、契約は慎重に判断し、不要であれば、きっぱり断りましょう。
- 契約してしまってもクーリング・オフができる場合もあります。困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。